

平成 20 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名：株式会社電通
（コード：4324 東証第 1 部）
代表者名：代表取締役社長 高嶋 達佳
問合せ先：広報室室長 小林 光二
（TEL：03-6216-8041）

株式会社オプトの普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社電通（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 12 月 20 日開催の取締役会において、株式会社オプト（コード番号：2389 ジャスダック、以下、「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 20 年 1 月 21 日から実施しておりましたが、当該公開買付けが平成 20 年 3 月 4 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社電通
東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号

（2）対象者の名称

株式会社オプト

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
株 券	27,000 株	27,000 株	27,000 株
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	27,000 株	27,000 株	27,000 株

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が株式に換算した買付予定数（以下、「買付予定数」といいます。）（27,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数（27,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号、その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第 32 条に規定する

あん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 公開買付期間中に対象者のストック・オプションに係る新株予約権が行使された可能性があり、当該行使により発行又は移転された対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間 (以下、「公開買付期間」といいます。)

平成20年1月21日(月曜日)から平成20年3月4日(火曜日)まで(31営業日)

(6) 買付け等の価格 1株につき 380,000円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の上限	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	27,000株	27,000株	62,975株	27,000株
新株予約権証券	—	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—	—
合計	27,000株	27,000株	62,975株	27,000株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数(27,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(62,975株)が買付予定数以上となりましたので、当該条件は成就しました。なお、応募株券等の総数が買付予定数を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,000個	(買付け等前における株券等所有割合 16.76%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	52,000個	(買付け等後における株券等所有割合 34.86%)
対象者の総株主等の議決権の数	128,484個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年9月28日に提出した第14期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の総株主の議決権の数(128,484個)です。ただし、①公開買付者が、対象者が発行した第4回新株予約権37個(当該新株予約権の目的となる対象者普通株式18,500株)の全部を平成19年12月25日に権利行使したことによって18,500株が発行されており、また、②本公開買付けにおいては公開買付期間末日までに対象者のストック・オプションに係る新株予約権が行使されることにより発行又は移転された株式についても対象としていたことから、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記①により発行された株式(18,500株)に係る議決権の数(18,500個)及び平成19年7月1日以後公開買付期間末日までに上記

②のストック・オプションに係る新株予約権の行使により発行又は移転された可能性のある対象者普通株式の最大数(2,164株)に係る議決権の数(2,164個)を加えて、対象者の総株主等の議決権の数を149,148個として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数(27,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行うものとなりました。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなるため、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定しました。

(5) 買付け等に要する資金 10,260百万円

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成20年3月11日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 本公開買付けによる業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響は軽微です。

4. 公開買付け後の方針等

平成19年12月20日付「株式会社オプトの普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社は、本公開買付け実施後、当社クライアントへの営業体制を対象者と拡充してまいります。当社クライアントに対してインタラクティブメディアを通じてのコミュニケーション、プロモーション作業体制をより積極的に拡大し、対象者の売上及び利益増加を目指してまいります。当社は対象者をインタラクティブメディアの主たるバイイング先とし、対象者は当社連結子会社の株式会社サイバー・コミュニケーションズ及びその子会社を主たるメディア発注先とする等今後三社で協議を進めてまいります。また、当社と対象者が共同してインターネットにおけるメディアや広告枠の開発及び販売を行うとともに当社グループ会社を含め、広告IT技術の新規開発や販売を進めてまいります。これにより日本のインターネット広告領域において、高度化するクライアント・ニーズに対応した充実したサービス体制を構築してまいります。

また、対象者は、当社と対象者との間で締結した平成19年12月20日付「資本・業務提携の強化に関

する基本合意書」に基づき、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月開催予定の対象者の定時株主総会に付議する取締役及び監査役の選任議案において、対象者の取締役候補者 5 名中当社が指名した者 2 名を取締役候補者とし、また、当社が指名した監査役 1 名を監査役候補者とすることを決議し公表しております。

一方、当社は、当社クライアントへの営業体制の拡充のため、対象者から平成 20 年 10 月までに 50 人程度出向を受け入れる予定です。これらの人材交流を通じ、両社が保有する経営資源を相互に有効活用してまいります。これにより、当社及び対象者の一層の事業基盤強化と企業価値の向上が可能になるものと考えております。

5. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社電通 本社	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
株式会社ジャスダック証券取引所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号

以 上